

感 発 0 4 1 5 第 9 号
令 和 6 年 4 月 1 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

予防接種法に基づく健康被害救済制度における
医療費・医療手当請求書等の各種様式について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 15 条第 1 項に基づく健康被害救済制度の請求に係る各種様式については「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和 52 年 3 月 7 日付け衛発第 186 号厚生省公衆衛生局長通知）及び「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 13 年 11 月 7 日付け健発第 1058 号厚生労働省健康局長通知）により各別紙様式について通知しているところですが、別添のとおり改正しますので、貴職においてはこれを了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）、関係機関及び申請者等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いいたします。

なお、「医療費・医療手当請求書等の様式変更について」（平成 27 年 12 月 21 日付け健発 1221 第 4 号厚生労働省健康局長通知）については、本通知をもって廃止します。

記

1. 請求書様式名の改正について

各請求書様式名について下記のとおり改正する。

請求書様式名 (改正後)	改正前		改正後	
	A類疾病	B類疾病	A類疾病	B類疾病
医療費・医療手当 請求書	別紙 1	別紙 1	様式 1	様式 1
受診証明書 (医療費・医療手当請求用)	別紙 2-(2)	別紙 2-(2)	様式 2-(1)	様式 2-(1)
受診証明書 (医療費・医療手当 認定後 請求用)	別紙 2-(1)	別紙 2-(1)	様式 2-(2)	様式 2-(2)
予防接種後のアナフィ ラキシー等の即時型ア レルギー反応症例概要	様式 6-1- 1	—	様式 3	様式 3
障害児養育年金請求書	別紙 3	—	様式 4	—
障害年金請求書	別紙 5	別紙 3	様式 5	様式 5
診断書	別紙 9	別紙 10	様式 6	様式 6
年金額変更請求書	別紙 4	別紙 4	様式 7	様式 7
死亡一時金請求書	別紙 6		様式 8	
遺族年金・遺族一時金 請求書	—	別紙 5	—	様式 9-(1)
遺族年金請求書 (胎児用)	—	別紙 6	—	様式 9-(2)
遺族年金請求書 (後順位者用)	—	別紙 7	—	様式 9-(3)
遺族一時金請求書 (差額一時金用)	—	別紙 8	—	様式 9-(4)
葬祭料請求書	別紙 7	別紙 9	様式 10	様式 10
未支給給付請求書	別紙 8	別紙 8	様式 11	様式 11

2. 請求書様式の内容の改正について

(1) 様式 2-(1)「受診証明書」

医療費・医療手当の請求時に医療機関が作成する当該様式について、予防接種法第 12 条第 1 項に基づく報告（予防接種後副反応疑い報告）の報告日を様式内⑦に追加する。

「予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について（周知依頼）」（令和 5 年 10 月 27 日付け厚生労働省健康・衛生局感染症対策部予防接種課、

医薬局医薬安全対策課連名事務連絡) のとおり、引き続き、市町村が、予防接種健康被害救済制度の申請を受け付ける際は、当該申請に係る健康被害について予防接種後副反応疑い報告がなされているかについて確認するとともに、必要に応じ、当該申請に係る健康被害を診断した医師等へ当該報告の提出を促すようお願いする。

また、様式内④に記載する疾病名に関しては当該様式内（注意）3において、留意事項を追加しており、必要に応じ、申請者、医療機関等に案内すること。

(2) 様式3「予防接種後のアナフィラキシー等の即時型アレルギー反応症例概要」

アナフィラキシー等の即時型アレルギー（接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限る。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めない。）に係る医療費・医療手当の請求の際に、当該即時型アレルギー反応症例の概要を記載する様式を追加する。

本様式の提出は任意であるが、本様式を提出した場合においては、従前、アナフィラキシー等の即時型アレルギーに係る医療費・医療手当の請求の際に提出を求めていた診療録については、提出が不要となり、また、市町村の判断において被接種者経過概要、予防接種健康被害調査委員会を省略（市町村が調査会の助言なしに必要な資料を収集して進達する。）することができる。

※ 本取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施に関する手引き（21版）」において示していた新型コロナワクチンの特例臨時接種に係る申請の取扱いと同様である。

(3) 様式6「診断書」

診断医の氏名について、押印欄を廃止し署名のみとする。

併せて、様式欄外に記入上の留意事項を新設し、障害ごとの記入例を作成したので、必要に応じ、申請者、医療機関等に案内すること。

3. 改正後の新様式の使用開始日

令和6年4月15日以降の請求については、改正後の様式を使用することとする。なお、当分の間、改正前の様式で記載された各種請求を受付及び進達して差し支えないが、改正後の様式については、厚生労働省ホームページ「予防接種健康被害救済制度について」に加工可能媒体で掲載予定であり、市町村に

においては、改正後の様式に基づき申請がなされるよう、申請者、医療機関等に対して十分に周知いただくようお願いする。

以上